



海外からの旅行者の皆様へ



この店では東京都の条例により、
本人確認が義務づけられています

旅券・船員手帳の提示にご協力をお願いします



自国の運転免許証など、
旅券・船員手帳以外の書類を提示する場合は
外国政府から発行された
氏名、住所、生年月日の記載のあるもの
でなければなりません



- 本人確認とは、営業者が顧客の氏名、住居、生年月日の確認を行うことです。ただし、短期滞在の外国人で、所持する旅券（又は船員手帳）で属する国における住居が確認できないものは、住居の代わりに国籍と旅券（又は船員手帳）番号を確認します。
- 営業者は、旅券（又は船員手帳）以外には、官公庁から発行された書類で氏名、住居、生年月日の記載があるものにより本人確認することができると決められています。（ただし、有効期限内のもの、期限がないものは6ヶ月以内に作成されたもの）
- 営業者は条例に基づき、確認した書類の名称、記号番号等を記録します。